

社会福祉法人師勝福社会理事会議事録

1 開催日時

平成29年2月9日（木）午前10時03分

2 開催場所

セルプしかつ 会議室

3 出席者

理事長 大口正文、

理事 伊藤一雄、野津久子、岩越久夫、清水孝司（施設長）

表決書提出者 柴田忠利

欠席理事 なし

出席監事 青山喜代一、赤堀 晋

事務局 後藤俊明、牧野良紀

4 審議事項

第1号議案 社会福祉法人師勝福社会評議員選任・解任委員会運営規程の制定
について

第2号議案 社会福祉法人師勝福社会評議員選任・解任委員報酬基準について

第3号議案 社会福祉法人師勝福社会評議員選任・解任委員（監事）の選任に
ついて

第4号議案 社会福祉法人師勝福社会評議員選任・解任委員（事務局員）の選
任について

第5号議案 社会福祉法人師勝福社会評議員選任・解任委員（外部委員）の選
任について

第6号議案 社会福祉法人師勝福社会評議員選任・解任委員（外部委員）の選
任について

第7号議案 社会福祉法人師勝福社会評議員選任・解任委員（外部委員）の選
任について

第8号議案 社会福祉法人師勝福社会評議員候補者の選任について

5 定足数

理事定数6人中5人の出席。表決書提出者1人。社会福祉法人師勝福社会定款第9条第5項の規定により3分の2以上の出席を得ており、この理事会は成立した。

6 議事の顛末

○あいさつ

理事長あいさつ

○議長選出

議案の審議に先立ち、定款第9条第4項の規定により、議長の選任について諮ったところ、理事長を議長に推薦する声があり、理事長が議長となった。

○議事録署名者選出

議事録署名者の選出に当たり、次の2人が指名された。

理事 野津久子 ・ 理事 清水孝司

○議 事

議 長 「第1号議案社会福祉法人師勝福社会評議員選任・解任委員会運営規程の制定について」諮ります。

内容については、施設長が説明します。

施設長 「第1号議案 社会福祉法人師勝福社会評議員選任・解任委員会運営規程の制定について」説明します。

社会福祉法人師勝福社会評議員選任・解任委員会運営規程の制定について

社会福祉法人師勝福社会評議員選任・解任委員会運営規程を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年2月9日提出

社会福祉法人師勝福社会 理事長 大 口 正 文

提案理由 変更後の社会福祉法人師勝福社会定款第6条第3項の規定に基づき、社会福祉法人師勝福社会評議員選任・解任委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため。

改正社会福祉法に基づく新しい評議員は、3月27日に開催予定の評議員会・理事会の開会の前、午前9時30分から評議員選任・解任委員会を開催して選任する予定ですが、その開催に先立ち、評議員選任・解任委員会運営規程を制定し、その規程に基づいて選任・解任委員の選任及び委員会の運営を行うものです。

それでは、説明します。

第1条は、この規程を定める「趣旨」です。

第2条は、委員会の「所掌事務」で、評議員の選任及び解任を行うものです。

第3条は、「組織」で、変更後の定款第6条（評議員の選任及び解任）に規定するもの以外の必要事項を定めるものです。

第2項は、監事の委員は、監事間で協議の上、理事長が推薦する。

第3項は、事務局員の委員は、施設長と協議の上、理事長が推薦する。

第4項は、外部委員の資格です。

第4条は、選任・解任委員の選任方法で、理事会の決議によって選任するものです。

第5条は、選任・解任委員の任期中、選任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のもの、つまり新任委員の任期は平成32年度の事業報告及び決算書類に関する定時評議員会の終結の時までとするものです。

第6条は、選任・解任委員の解任に係る事由です。

第7条は、会議の招集・進行に関する規定で、

第1項は、委員会の招集で、理事長が招集するものです。

第2項は、会議の進行で、委員会の進行は理事長が行い、選任候補者の推薦及び解任の提案説明は、理事長が指名する理事、施設長を想定していますが、行うものです。

全国社会福祉法人経営者協議会の作成例では、議長を置くことになっておりますが、監事・事務局を含めた5人の組織でございますので、わざわざ議長を置かず、司会・進行は、提案する理事会の代表である理事長が行い、5人の選任・解任委員の採決で決する方法とするものです。

第8条は、評議員の選任手続きで、評議員候補者の情報提供に関するもの、

第9条は、評議員の解任の手続きを定めるものです。

第10条は、決議の方法で、候補者ごとに決議を行うものです。

第11条は、議事録の作成について、

第12条は、庶務の規定、

第13条は、雑則です。

附則といたしまして、この規程は、定款上、本年4月1日から施行するものです。

ただし、この規程の施行日前に行われた委員会、つまり3月27日の委員会ですが、その委員会の組織及び運営は、この規程に基づき行われた委員会とみなすものです。

以上です。

議長 ただ今、説明のありました内容について、質問がありましたら承ります。

理事 … … …

議長 質問はないようですので、採決に入ります。

「第1号議案 社会福祉法人師勝福社会評議員選任・解任委員会運営規程の制定について」承認いただけましたら、挙手をお願いします。

各理事 挙手全員。

議 長 全員の方に挙手いただきましたので、「第1号議案 社会福祉法人師勝福祉会評議員選任・解任委員会運営規程の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、「第2号議案 社会福祉法人師勝福祉会評議員選任・解任委員報酬基準について」諮ります。

内容については、施設長がします。

施設長 「第2号議案 社会福祉法人師勝福祉会評議員選任・解任委員報酬基準について」説明します。

社会福祉法人師勝福祉会評議員選任・解任委員報酬基準について

社会福祉法人師勝福祉会評議員選任・解任委員報酬基準を別紙のとおり定めるものとする。

平成29年2月9日提出

社会福祉法人師勝福祉会 理事長 大 口 正 文

提案理由 変更後の社会福祉法人師勝福祉会定款第9条第2項の規定に基づき、社会福祉法人師勝福祉会評議員選任・解任委員の報酬の支給に関し必要な事項を定めるため。

第1号議案同様、変更後の定款第9条の規定に基づく評議員及び評議員選任・解任委員の報酬についても、定款上、本年4月1日から適用する予定です。

しかしながら、4月1日の適用以前の3月27日に選任・解任委員会が開催されるため、当該日の選任・解任委員会に係る報酬の支給に関して、その基準を定めるものです。

なお、4月1日以後に、「評議員選任・解任委員の報酬及び費用弁償に関する規程」を制定する予定ですが、その規程の制定の時点で、この報酬基準は廃止する予定です。

それでは、説明します。

評議員選任・解任委員の報酬として、「1 報酬の額」は日額5,000円、「2 報酬の支給」については、職務に従事した日数に応じて支給し、その都度とします。

附則として、この基準は、定款上、本年4月1日から施行するものです。

ただし、この基準の施行日前行われた委員会、つまり3月27日ですが、その委員会で支給された委員の報酬は、この基準に基づき支給された報酬とみなすものです。

以上です。

議 長 ただ今、説明のありました内容について、質問がありましたら承ります。

理 事 … … …

議 長 質問はないようですので、採決に入ります。

「第2号議案 社会福祉法人師勝福社会評議員選任・解任委員報酬基準について」承認いただけましたら、挙手をお願いします。

各理事 挙手全員。

議 長 全員の方に挙手いただきましたので、「第2号議案 社会福祉法人師勝福社会評議員選任・解任委員報酬基準について」は、原案のとおり可決されました。

次に、「第3号議案 社会福祉法人師勝福社会評議員選任・解任委員（監事）の選任について」諮ります。

内容については、施設長が説明します。

施設長 「第3号議案 社会福祉法人師勝福社会評議員選任・解任委員（監事）の選任について」説明します。

社会福祉法人師勝福社会評議員選任・解任委員会委員（監事）の選任について

別紙の者を社会福祉法人師勝福社会評議員選任・解任委員会委員（監事）に選任したいので、社会福祉法人師勝福社会評議員選任・解任委員会運営規程第4条の規定に基づき、理事会の決議を求めます。

平成29年2月9日提出

社会福祉法人師勝福社会 理事長 大 口 正 文

提案理由 社会福祉法人師勝福社会定款の変更に基づき、社会福祉法人師勝福社会の適正な運営に対して 中立的な立場から審議できる者を評議員として選任・解任することに伴い、別紙の者を社会福祉法人師勝福社会評議員選任・解任委員会委員（監事）として適任と認めるため。

赤堀晋氏は、変更後の定款第6条第2項の規定に基づく本法人の監事です。

運営規程第3条第2項の規定に基づき、監事間で協議の上、推薦させていただきます。

なお、他の法人の役員・評議員との兼職関係はありません。

以上です。

議 長 ただ今、説明のありました内容について、「第3号議案 社会福祉法人師勝福社会評議員選任・解任委員（監事）の選任について」は人事案件であるため、質疑は省略し、このまま採決します。

「第3号議案 社会福祉法人師勝福社会評議員選任・解任委員（監事）の選

任について」承認いただけましたら、挙手をお願いします。

各理事 挙手全員。

議長 全員の方に挙手いただきましたので、「第3号議案 社会福祉法人師勝福祉会評議員選任・解任委員（監事）の選任について」は、原案のとおり可決されました。

次に、「第4号議案 社会福祉法人師勝福祉会評議員選任・解任委員（事務局員）の選任について」諮ります。

内容については、施設長が説明します。

施設長 「第4号議案 社会福祉法人師勝福祉会評議員選任・解任委員（事務局員）の選任について」説明します。

社会福祉法人師勝福祉会評議員選任・解任委員会委員（事務局員）の選任について

別紙の者を社会福祉法人師勝福祉会評議員選任・解任委員会委員（事務局員）に選任したいので、社会福祉法人師勝福祉会評議員選任・解任委員会運営規程第4条の規定に基づき、理事会の決議を求める。

平成29年2月9日提出

社会福祉法人師勝福祉会 理事長 大口正文

提案理由 社会福祉法人師勝福祉会定款の変更に基づき、社会福祉法人師勝福祉会の適正な運営に対して 中立的な立場から審議できる者を評議員として選任・解任することに伴い、別紙の者を社会福祉法人師勝福祉会評議員選任・解任委員会委員（事務局員）として適任と認めるため。

後藤俊明氏は、変更後の定款第6条第2項の規定に基づく本法人の事務局員です。

運営規程第3条第3項の規定に基づき、理事長と協議の上、推薦させていただきます。

なお、他の法人の役員・評議員との兼職関係はありません。

以上です。

議長 ただ今、説明のありました内容について、「第4号議案 社会福祉法人師勝福祉会評議員選任・解任委員（事務局員）の選任について」も人事案件であるため、このまま採決します。

「第4号議案 社会福祉法人師勝福祉会評議員選任・解任委員（事務局員）の選任について」承認いただけましたら、挙手をお願いします。

各理事 挙手全員。

議長 全員の方に挙手いただきましたので、「第4号議案 社会福祉法人師勝

福祉社会評議員選任・解任委員（事務局員）の選任について」は、原案のとおり可決されました。

次に、「第5号議案 社会福祉法人師勝福祉社会評議員選任・解任委員（外部委員）の選任について」諮ります。

内容については、施設長が説明します。

施設長 「第5号議案 社会福祉法人師勝福祉社会評議員選任・解任委員（外部委員）の選任について」説明します。

社会福祉法人師勝福祉社会評議員選任・解任委員会委員（外部委員）の選任について

別紙の者を社会福祉法人師勝福祉社会評議員選任・解任委員会委員（外部委員）に選任したいので、社会福祉法人師勝福祉社会評議員選任・解任委員会運営規程第4条の規定に基づき、理事会の決議を求める。

平成29年2月9日提出

社会福祉法人師勝福祉社会 理事長 大 口 正 文

提案理由 社会福祉法人師勝福祉社会定款の変更に基づき、社会福祉法人師勝福祉社会の適正な運営に対して 中立的な立場から審議できる者を評議員として選任・解任することに伴い、別紙の者を社会福祉法人師勝福祉社会評議員選任・解任委員会 委員（外部委員）として適任と認めるため。

永津正和氏は、変更後の定款第6条第2項の規定に基づき、外部委員として選任していただくものです。

運営規程第3条第4項の規定による要件を満たし、現在、北名古屋市議会議員。そして、本法人の第三者委員でもあることから、推薦させていただくものです。

なお、他の法人の役員・評議員との兼職関係はありません。

以上です。

議 長 ただ今、説明のありました内容について、「第5号議案 社会福祉法人師勝福祉社会評議員選任・解任委員（外部委員）の選任について」も人事案件であるため、このまま採決します。

「第5号議案 社会福祉法人師勝福祉社会評議員選任・解任委員（外部委員）の選任について」承認いただけましたら、挙手をお願いします。

各理事 挙手全員。

議 長 全員の方に挙手いただきましたので、「第5号議案 社会福祉法人師勝福祉社会評議員選任・解任委員（外部委員）の選任について」は、原案のとおり可決されました。

次に、「第6号議案 社会福祉法人師勝福社会評議員選任・解任委員（外部委員）の選任について」諮ります。

内容については、施設長が説明します。

施設長 「第6号議案 社会福祉法人師勝福社会評議員選任・解任委員（外部委員）の選任について」説明します。

社会福祉法人師勝福社会評議員選任・解任委員会委員（外部委員）の選任について

別紙の者を社会福祉法人師勝福社会評議員選任・解任委員会委員（外部委員）に選任したいので、社会福祉法人師勝福社会評議員選任・解任委員会運営規程第4条の規定に基づき、理事会の決議を求める。

平成29年2月9日提出

社会福祉法人師勝福社会 理事長 大 口 正 文

提案理由 社会福祉法人師勝福社会定款の変更に基づき、社会福祉法人師勝福社会の適正な運営に対して 中立的な立場から審議できる者を評議員として選任・解任することに伴い、別紙の者を社会福祉法人師勝福社会評議員選任・解任委員会 委員（外部委員）として適任と認めるため。

杉浦恵子氏は、変更後の定款第6条第2項の規定に基づき、外部委員として選任していただくものです。

運営規程第3条第4項の規定による要件を満たし、平成13年12月から民生委員・児童委員。現在、北名古屋市の民生委員・児童委員協議会の会長であることから、推薦させていただくものです。

なお、他の法人の役員・評議員との兼職関係はありません。

以上です。

議 長 ただ今、説明のありました内容について、「第6号議案 社会福祉法人師勝福社会社会評議員選任・解任委員（外部委員）の選任について」も人事案件であるため、このまま採決します。

「第6号議案 社会福祉法人師勝福社会評議員選任・解任委員（外部委員）の選任について」承認いただけましたら、挙手をお願いします。

各理事 挙手全員。

議 長 全員の方に挙手いただきましたので、「第6号議案 社会福祉法人師勝福社会評議員選任・解任委員（外部委員）の選任について」は、原案のとおり可決されました。

次に、「第7号議案 社会福祉法人師勝福社会評議員選任・解任委員（外部委員）の選任について」諮ります。

内容については、施設長が説明します。

施設長 「第7号議案 社会福祉法人師勝福社会評議員選任・解任委員（外部委員）の選任について」説明します。

社会福祉法人師勝福社会評議員選任・解任委員会委員（外部委員）の選任について

別紙の者を社会福祉法人師勝福社会評議員選任・解任委員会委員（外部委員）に選任したいので、社会福祉法人師勝福社会評議員選任・解任委員会運営規程第4条の規定に基づき、理事会の決議を求める。

平成29年2月9日提出

社会福祉法人師勝福社会 理事長 大 口 正 文

提案理由

社会福祉法人師勝福社会定款の変更に基づき、社会福祉法人師勝福社会の適正な運営に対して 中立的な立場から審議できる者を評議員として選任・解任することに伴い、別紙の者を社会福祉法人師勝福社会評議員選任・解任委員会 委員（外部委員）として適任と認めるため。

水野高作 氏も、変更後の定款第6条第2項の規定に基づき、外部委員として選任していただくものです。

運営規程第3条第4項の規定による要件を満たし、現在、北名古屋市役所の福祉部長であることから、推薦させていただくものです。

なお、他の法人の役員・評議員との兼職関係はありません。

以上です。

議 長 ただ今、説明のありました内容について、「第7号議案 社会福祉法人師勝福社会社会評議員選任・解任委員（外部委員）の選任について」も人事案件であるため、このまま採決します。

「第7号議案 社会福祉法人師勝福社会評議員選任・解任委員（外部委員）の選任について」承認いただけましたら、挙手をお願いします。

各理事 挙手全員。

議 長 全員の方に挙手いただきましたので、「第7号議案 社会福祉法人師勝福社会評議員選任・解任委員（外部委員）の選任について」は、原案のとおり可決されました。

次に、「第8号議案 社会福祉法人師勝福社会評議員候補者の選任について」諮ります。

内容については、施設長が説明します。

施設長 「第8号議案 社会福祉法人師勝福社会評議員候補者の選任について」

説明します。

社会福祉法人師勝福社会評議員候補者の選任について

社会福祉法人師勝福社会評議員候補者を別紙のとおり選任したいので、変更後の社会福祉法人師勝福社会定款第6条第3項の規定に基づき、理事会の同意を求めます。

平成29年2月9日提出

社会福祉法人 師勝福社会 理事長 大口正文

提案理由

社会福祉法人の制度改革に伴う社会福祉法の改正に基づき、新しく評議員を選任するに当たり、別紙の者を社会福祉法人師勝福社会評議員候補者として適任と認めるため。

社会福祉法人の制度改革に伴う新しい評議員の選任に当たっては、改正社会福祉法第39条の規定により、「評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから」選任するものと定められています。

厚生労働省では、評議員としてふさわしい人材として、

- ① 社会福祉事業や学校などその他の公益的な事業の経営者
- ② 社会福祉に関する学識経験者として、大学の教員等
- ③ 社会福祉法人に関与した経験がある弁護士、公認会計士、税理士等
- ④ 地域の福祉関係者として、民生委員・児童委員等
- ⑤ 退職後一定期間を経過した社会福祉法人職員のOB
- ⑥ 地域の経済団体が適切な者として推薦する者等の例を示しています。

この例を参考に、本法人の評議員定数である7人の方を、候補者として、評議員選任・解任委員会に推薦させていただくものです。

なお、6番目の「地域の経済団体が適切な者として推薦する者」については、セルフしかつの運営上、利害関係が生じる恐れがあるため、省かせていただきました。

まず、「公益的な事業の経営者」として、公益社団法人北名古屋市シルバー人材センター会長の森川孝一氏。現在、民生委員・児童委員。元・北名古屋市役所部長です。

二人目の「社会福祉に関する学識経験者」として、名古屋芸術大学人間発達学部教授の鈴木岩雄氏。現在、尾張中部障害者支援協議会会長。元・愛知県児童相談センターです。

3人目の「社会福祉に関する税理士等」として、山下隆義税理士事務所所長代理、税理士の大野一樹氏です。

4人目「地域の福祉関係者（民生委員・児童委員等）」として、民生委員・児童委員の西岡充雄氏。行政書士であります。

5人目も「地域の福祉関係者」として、北名古屋市知的障害者育成会副会長 酒井郁子氏。現在、本法人の評議員です。

6人目「社会福祉法人職員OB」として、元・セルプしかつ臨時職員の福永光彦氏。元・六ツ師区長。現在、本法人の評議員です。

7人目に、新たに「社会福祉に関し識見を有する者」の区分を加え、現在も本法人の評議員である北名古屋市議会議員の大野厚氏を推薦させていただきます。

なお、全員の方が、他の法人の役員・評議員との兼職関係はありません。
以上です。

議長 ただ今、説明のありました内容について、「第8号議案 社会福祉法人師勝福社会社会評議員候補者の選任について」質問がありましたら承ります。

理事 … … …

議長 質問はないようですので、採決に入ります。

「第8号議案 社会福祉法人師勝福社会評議員候補者の選任について」承認いただけましたら、挙手をお願いします。

各理事 挙手全員。

議長 全員の方に挙手いただきましたので、「第8号議案 社会福祉法人師勝福社会評議員候補者の選任について」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

それでは、「その他」へ移ります。

議事以外のことで質問・意見等ありますか。

理事 …

施設長 行事予定として、

2月22日（水）午後1時「尾張中央ロータリークラブ支援事業」。今年度は「人形劇」の鑑賞が予定されています。

3月4日（土）午前11時「小牧基地オープンベース事前招待」

3月27日（月）午前9時30分「社会福祉法人師勝福社会評議員選任・解任委員会」

3月27日（月）午前10時「社会福祉法人師勝福社会評議員会・理事会」。

議長 以上をもちまして、社会福祉法人師勝福社会理事会を閉会します。

（閉会 午後10時36分）

以上、議事の顛末を記録し、これを証するため署名押印する。

平成 年 月 日

議 長 大 口 正 文

議事録署名者

議事録署名者